

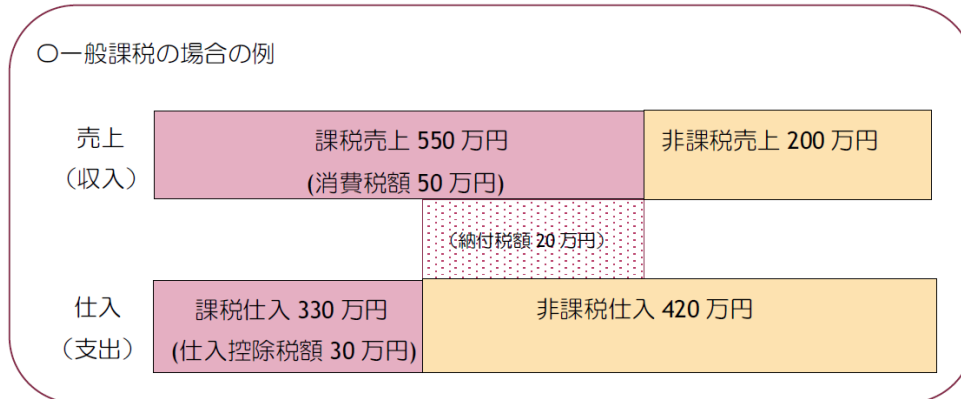
北海道電子処方箋の活用・普及促進事業に係る 仕入控除税額報告マニュアル

課税売上や課税仕入の区分など、消費税や確定申告に関することについては、
所管の税務署にお問い合わせください。

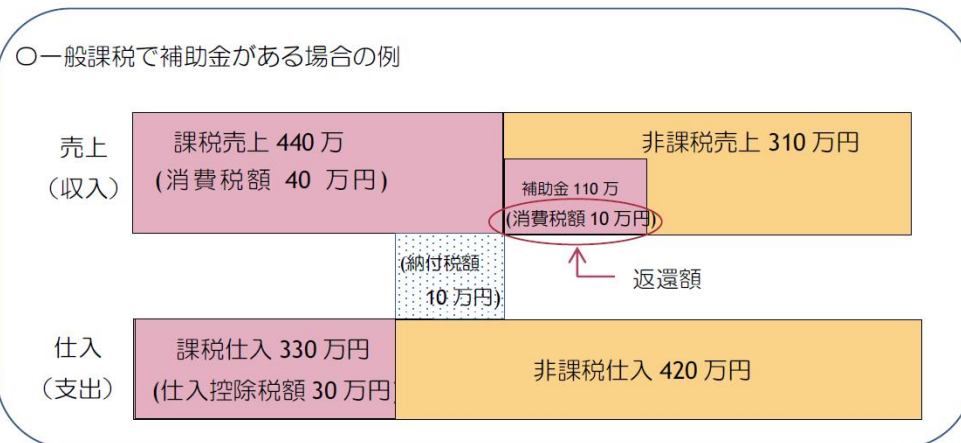
1 仕入控除税額報告の概要

(1) 消費税の納付と補助金（助成金）について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。



一方、補助金（今回の助成金を含みます）は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金（助成金）に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。



(2) 報告の目的について

(1)の理由により、助成金交付要綱では、交付の条件として助成事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、助成金の返還となる場合があります。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、道から納付書（請求書）を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告手順

(1) 消費税等仕入控除税額の計算

報告にあたっては、まず消費税等仕入控除税額を計算します。

なお、
 ・消費税の確定申告義務がない場合
 ・簡易課税方式で確定申告をしている場合
 ・特定収入割合が5%を超える場合
 については、以下の②～⑥は不要です。
 (2)のみ行ってください。

※消費税等の仕入控除税額の報告は、「額の確定ごと」に行う必要があります。

複数回の確定を受けている場合は、合算等せず、額の確定ごとに入力を行ってください。

- ① 以下の道のホームページから、エクセル様式の「(別記様式別紙) 助成金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」をダウンロードします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/212961.html>

- ② エクセルのタブから、「95%以上」、「個別対応」、「一括比例」のいずれかを開きます。

「95%以上」：課税売上割合が95%以上の事業者の場合

「個別対応」：課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合

「一括比例」：課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合

<判別方法>エクセル2ページ目

1. 課税売上 (B) に、確定申告書の⑮を記入。
2. 非課税売上 (C) に、確定申告書の⑯-⑮を記入。
3. 課税売上割合 (D) が自動計算されます。

(記載例)

ア 助成金確定額	(A)	25,000			
イ 課税売上割合の計算					
課税売上	(B)	314,680,608	・・・確定申告書⑮		
非課税売上	(C)	7,000,000	・・・確定申告書⑯-⑮		
		(B)			
		314,680,608			
課税売上割合=		+	7,000,000	=	97.82%
		(B)	(C)		

- ③ ア 助成金確定額 (A) を記入します。
 ※額の確定通知書の「合計額」と一致します。
- ④ ウ 助成対象経費を記入します。

(記載例)

ウ 助成対象経費		課税仕入			非課税仕入	不課税仕入	総計
助成対象経費	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分				
電子処方箋導入	100,000					100,000	
経費の内訳						0	
						0	
						0	
						0	
総計	100,000	0	0	0	0	100,000 (E)	

↑申請書と一致して

※総計 (E) は、申請書の「対象事業費」の額と一致します。

電子処方箋を導入した年度のもの

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

課税標準額	①	3 / 1 / 8 6 5 0 0 0
消費税額	②	2 / 3 8 0 5 8 0
控除過大調整税額	③	
控除対象仕入税額	④	1 / 2 2 4 4 7 6 6
控除に係る等価率	⑤	5 7 3 2 2 0
控除額	⑥	
差引税額	⑨	8 4 7 5
中間納付税額	⑩	5 4 6 0
納付税額	⑪	3 0 / 3
中間納付還付税額	⑫	
この申告書に既確定税額が修正申告	⑬	
課税売上	⑮	3 / 1 4 6 8 0 6 0 8
非課税売上	⑯	3 2 / 6 8 0 6 0 8
この申告書による地方消費税の税額の計算		
控除不足還付税額	⑰	
差引税額	⑱	8 4 7 5 3 0 0
還付税額	⑲	2 3 9 0 4 0 0
還付税額	⑳	1 5 4 0 0 0 0
還付税額	㉑	8 5 0 4 0 0 0
還付税額	㉒	
還付税額	㉓	0 0
還付税額	㉔	
還付税額	㉕	0 0
還付税額	㉖	3 8 6 5 4 0 0

<額の確定通知書>

〒060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目
施設名 ほっかいクリニック

御中

額の決定通知例

北海道電子処方箋の活用・普及促進事業助成金支払通知書（額の確定通知書）

さきに申請のあった助成金について、次のとおり支払を決定したので通知します。
なお、支払は、北海道から行います。

【内訳】

申請区分	助成金支払決定額
①基本機能のみ	¥0
②追加機能のみ	¥0
③基本機能と追加機能の同時導入	¥135,000
合計	¥135,000

令和7年●月●日 北海道知事 鈴木 直道

【問い合わせ先】（受付時間：平日8:45～17:30）

- 道立保健所管内の病院・診療所・薬局は、最寄りの道立保健所
- 上記以外（札幌市、旭川市、小樽市、函館市）の病院等は、
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
TEL：011-231-4111
病院・診療所（内線25-351, 25-350, 25-402）
薬局（内線25-331）

< 申請書例 >

北海道電子処方箋の活用・普及促進事業助成金交付
 申請書、 申請書兼実績報告書
 ※該当する内容にしてください。

申請日：令和 年 月 日

住所又は所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

開設者名(法人名)

代表者氏名

標記について、次により助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請・報告します。

施設名称	ほっかいクリニック		
担当者名/連絡先/メールアドレス	北海 太郎	011-231-0000	000@pref.hokkaido.lg.jp

1. 該当する区分に○を記入してください。

①大規模病院 (病床数200床以上) ②病院 (大規模病院以外) ③診療所 ④薬局

2. 保険医療機関コード(10桁)を記入してください。

保険医療機関コード	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3. 電子処方箋管理サービスを導入した日付を記入してください。

令和 年 月 日

4. 国(社会保険診療報酬支払基金)から補助金(以下、「ICT補助金」)の交付決定通知をまだ受けていない場合は、ICT補助金の申請日を記入してください。

令和 年 月 日

5. 該当する申請区分のいずれか一つに○を記入してください。(基金に申請した内容と同じものを選択)
 ※分類については、下記参照

①基本機能のみ (要綱4(1)) ②追加機能のみ (要綱4(2)) ③基本機能と追加機能の同時導入 (要綱4(3))

6. 電子処方箋管理サービスにかかった金額のうち、助成金対象となる分の金額を記入してください。

対象事業費	<input type="text" value="812,000"/> 円	※国(社会保険診療報酬支払基金)に申請し、対象事業費として認められた金額(若しくは申請額)を記入
比較額	<input type="text" value="135,333"/> 円	※対象事業費に助成率をかけた比較額(一円未満切り捨て)。Excel表の場合は自動算出されます。
助成上限額	<input type="text" value="676,000"/> 円	※医療機関等の区分及び申請区分に応じた助成上限額。Excel表の場合は自動算出されます。
申請額	<input type="text" value="135,000"/> 円	※「比較額」と「助成上限額」のうち低いほうの金額(千円未満切り捨て)。Excel表の場合は自動算出されます。

7. 裏面の【確認事項】を確認いただき、○を記入してください。

確認事項	<input checked="" type="checkbox"/>	※裏面の【確認事項】には、助成対象施設の要件、助成金の交付条件、同意事項を記載していますので、ご確認のうえ、○印を記入してください。
------	-------------------------------------	--

※①基本機能・・・電子処方箋管理サービスを初期導入(※③に掲げるものを除く)するために行う
 レセプトの実施
 注意！
 補助対象経費は、実際に仕入れにかかった費用です。

※②追加機能等に関する機能
 補助確定額は、対象経費に助成率を掛けた金額と助成上限額を比較し、低い方の金額(千円未満切り捨て)となります。
 今回、補助対象経費(対象事業費)は、812,000円ですが、補助確定額は135,000円ですので、積算内訳にはそれぞれの金額を記載ください。※補助確定額は、額の確定通知(○ページ参照)を確認してください。

⑤ 「助成金に係る消費税等仕入控除税額」が自動計算されます。

⑥ エクセルを任意のフォルダに保存してください。(あとで使います。)

(2) 電子申請フォームへの入力

次に、電子申請フォームに消費税等仕入控除税額を入力します。

- ① 電子申請フォームに以下からアクセスします。

<https://www.harp.lg.jp/xiTpKbXo>



- ② 必要事項を順に入力してください。

[1] 医療機関等の名称

[2] 保険医療機関コード【10桁で記載】

[3] 助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

【エクセルより転記。又は、「0」円を記入】

[4] 消費税申告義務の有無（0円の場合、チェック）

[5] 事業内容（「基本機能」、「追加機能」、「基本機能と追加機能の同時」から選択）

[6] 助成金の額の確定額（仕入控除税額が0円の場合は入力不要）

[7] 郵便番号（親）（仕入控除税額が0円の場合は入力不要）

[8] 郵便番号（子）（仕入控除税額が0円の場合は入力不要）

[9] 医療機関等の住所（仕入控除税額が0円の場合は入力不要）

[10] 担当者氏名

[11] 担当者メールアドレス

[12] 担当者電話番号

[13] 算出データ「（別記様式別紙）助成金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」

※【(1)で保存したエクセルを添付。】（(1)で②～⑥の作業を省略した場合も、空のまま添付。）

[14] 添付書類【<添付すべき書類>をPDF等で添付】

<添付すべき書類>

(1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

(2) 消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

【助成事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合】

特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

【免税事業者の場合】

助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し

（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

【簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合】

助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）